

広島県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

金丸市場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
福山市新市町大字金丸一九七二番一地从先から 福山市新市町大字金丸一九七二番一地从先まで		四・四〇〇〇六 ・〇〇	九・〇〇〇〇九 ・七〇	三三・七〇	三三・七〇	拡幅